

よくある質問(Q&A)

1. 利用できる児童の要件について

Q 勤務時間は午後3時までですが、来年度、新1年生のため4月と5月は早帰りの下校時刻までに家に帰れません。早帰りのうちだけは通年(平日)利用できますか？

A 通年(平日)の利用については、午後4時以降まで勤務していることが要件になっています。従って勤務時間が午後3時までですと通年(平日)利用はできかねます。

Q 妻は自宅で内職をしています。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅で内職をしている場合は、保育が可能と思われるので、ご家庭での保育を検討してください。検討の結果、保育が必要な場合は、その旨を担当課にご連絡ください。

Q 祖父母と同居しています。子どもは小学校2年生で、両親は共働きです。祖父母は畑仕事に昼間出かけるため、子どもの帰宅時に留守になることが多いです。放課後児童クラブを利用できますか？

A 家庭菜園の場合は、保育が可能と思われるので利用できません。畑仕事を児童の帰宅時間までにしていただくなど、ご家庭での保育に努めていただきたいと思います。

ただし、農業で生計を立てている等、家庭での保育ができない場合は利用できますので、就労・復帰(予定)証明書や申立書を提出してください。(所有する耕作地の平米等が分かるようにしてください。)

Q 父親は早朝から夜まで勤めています。母親は午前9時から午後1時までのパートをしています。夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中は、放課後児童クラブを利用できますか？

A 夏休みなどの長期休暇は、正午まで仕事等のため家を留守にしていることが要件のため、利用できません。

Q 祖父母が同じ町内に住んでいます。同居でもなく、隣接もしていないので、放課後児童クラブを利用できますか？

A 利用できます。ただし、ご家族等で児童の保育ができるかをご検討いただき、祖父母等が、放課後の時間に児童の面倒を見ることが可能であれば、利用はご遠慮いただきますようお願いいたします。

Q 我が家は自営業ですが、自宅から離れた事務所で仕事をしています。放課後児童クラブを利用できますか？

A 児童の下校後、事務所で面倒を見ることが出来る場合は利用できません。事務所が自宅から遠方である等で週平日3日以上、保育ができない状況であれば、利用できます。

Q 我が家は自営業で、自宅兼事業所となっています。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは留守家庭の児童をお預かりする制度です。自宅兼事業所の場合は、自宅で児童が過ごすことができると考えられるので、利用はご遠慮ください。ただし、どうしても保育ができない状況であれば、その状況を書面にして申請をしてください。

Q 祖父母と同居していますが、高齢で、子どもを預けるのは負担になります。放課後児童クラブを利用できますか？

A 放課後児童クラブは留守家庭の児童をお預かりする制度です。ご家族で相談いただき、できるだけご自宅での保育をお願いいたします。どうしても保育ができない状況であれば、その状況を書面にして申請をしてください。

Q 母親は専業主婦ですが、実母（別居）の介護にほぼ毎日出かけます。放課後児童クラブを利用できますか？

A 介護のため、1か月のうち15日以上または平日週3日以上、午後4時（長期休暇の利用の場合は正午）以降まで留守となってしまう、児童の保育ができない場合は利用できます。保育ができない状況を詳しく書面にさせていただき、診断書やケアプランの写し等を添えて申請をしてください。

Q 私の妻は自宅にいますが、障がいがあるため、子どもの面倒をみるのが負担です。放課後児童クラブを利用できますか？

A ご家族で相談いただき、できるだけご自宅での保育をお願いいたします。障がいにより、どうしても保育ができない状況であれば、その状況を書面にて提出してください。また障害者手帳等の写しも提出してください。

Q 両親と一人っ子の3人家族です。午後6時30分までにはお迎えに行けません。放課後児童クラブを利用できますか？

A クラブは午後6時30分までお迎えができない場合は、利用できません。事業運営のため、午後6時30分までにお迎えいただくことも条件とさせていただいております。

Q 母親は妊娠中です。出産後8週間が経過すると、放課後児童クラブから退室しなければなりませんか？

A 出産後8週間の翌日の属する月末を経過し、育児休暇等で家にいる場合は退室していただきます。

産後すぐに職場に復帰される場合は、勤め先に復帰する旨を証明する就労証明書をいただければその後の利用申請をすることができます。

Q 利用要項に記載してある「クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり」とはどのような状況ですか？また、「身体虚弱等のため保育に堪えない」とはどのような状況ですか？

A 集団活動を乱す勝手な行動をすることです（例：クラブでのルールが守れない、先生の注意を聞かない、他の子にケガを負わせるなど）。クラブは集団活動です。勝手な行動が続きますと支援員がかかりきりになってしまい、他の児童を安全に見守ることができなくなってしまいます。また、「身体虚弱等のため保育に堪えない」とは、集団行動の中、クラブの生活が皆と一緒にすることが難しい（頻繁に倒れるなど常時補助者を必要とし、目が離せない状況が続くなど）状態のことをいいます。

Q 利用要項に記載してある「※3 児童が家庭等で安全に過ごすために必要な要求を満たす程度の養護のこと。」とはどのようなことをいうのですか？

A 児童が自宅で過ごすのを見守る保護者等がいる状況のことです。具体的には、児童が病気や怪

我、空腹など訴えたりした際に児童の安否の確認や要求に応じることができる程度のことをいいます。つきっきりで遊んだり、勉強を教えたりすることを指すものではありません。

Q 年度途中で家族の状況や仕事を変えたりした場合は、どのような手続が必要ですか？

A 勤務先が変わった場合は、新しい職場で就労証明書を作ってもらい、提出してください。勤務体制が変わったり、退職したりするなど、クラブを利用する要件を満たさなくなった場合は、美濃加茂市放課後児童クラブ利用（中止・変更）届を提出してください。
ご結婚・離婚等で世帯構成や住所が変わった場合は、利用申請書を再度提出してください。ご結婚で就労されている方が増えた場合は、その方の就労証明書も提出してください。

2. 開設場所と定員について

Q 各クラブとも定員までの人数しか利用できませんか？

A 限られたスペースの中、児童を安全に保育するために定員を設けています。定員を超えて申し込みがあった場合は待機となる場合があります。

Q 定員を超えた場合は抽選をするのですか？

A 抽選ではなく、厚生労働省からの「優先利用について」の通知などを参考に各家庭の事情を鑑み、決めさせていただきます。

Q 定員は夏休みなど長期休暇の時もそのままですか？

A 学校内で他の教室を使用できる場合は、一時的に定員を拡大することがあります。

Q 古井小学校に通学しています。兄妹でクラブを利用したいと思いますが、古井小第1クラブと第2クラブとに兄妹が離れてしまうことはありますか？

A 古井小第2クラブは、古井小学第1クラブの申請状況によって受入学年等を決定します。したがって、兄弟姉妹で別々のクラブになることがあります。

Q 加茂野小学校に通学しています。児童館、加茂野小学校のどちらのクラブに入所することになりますか。

A 以前のような地区での分け方、学年ごとでの分け方ではなく許可者を児童館クラブと加茂野小学校クラブへ学年が均等になるように分けます。したがって、申込時にクラブを指定することはできません。

Q 小規模特認校制度で、三和小学校に通う場合、どこのクラブに入所することになりますか？

A 伊深小学校区放課後児童クラブの利用となります。三和小学校と伊深小学校は合同で保育を行っております。授業終了後、スクールバスで伊深小学校まで移動します。児童のお迎えは、伊深小学校にお願いします。

3. プランと保育料金について

Q 年度の途中でプランの変更をすることはできますか？

A プラン変更はできます。変更を希望される前月の20日までに「放課後児童クラブ利用（中止・

変更)届」を提出してください。令和4年9月からオンラインでも申請が可能となっておりますので、ご活用ください。

Q 通年月一金①の申込ですが、急に仕事が入り、面倒をみる人がいなくなったため、1日だけ土曜日利用したいのですが、お願いできますか？

A 1日だけ利用といったことはできません。急なご事情の場合は、ファミリーサポートなどを活用し対応していただくようお願いします。今後土曜日にも仕事があるという見込みであれば、新たに就労証明書を添えて前月の20日までに放課後児童クラブ利用(中止・変更)届を提出し、利用区分を変更してください。

Q 母子家庭です。保育料の減免は受けられますか？

A 母子家庭という理由だけでの減免は受けられません。

生活保護世帯または就学援助(準要保護)に該当する場合は減免となります。就学援助については、別途申請が必要となります。

Q 保育料をコンビニエンスストアで支払うことはできませんか？

A 令和5年4月から督促状等がコンビニエンスストアでの支払いに対応できるようになりました。

Q プランを変更したり、退室したりする場合、「前月の20日まで」より後になってしまったときは、翌月分も保育料が絶対に掛かりますか？

A 基本的には20日を過ぎた場合は、翌月分も掛かります。期日を守っていただきますようお願いいたします。詳しくは、担当課にご相談ください。

Q 1回も利用しなかったとしても保育料は掛かりますか？

A 利用がなかったとしても、中止届の手続きがなかった場合は、保育料は掛かります。

Q 保育料の日割りはありますか。

A 令和6年4月以降から、月途中の入退室における保育料の日割りをを行います。

Q 預金残額不足などで口座振替ができなかった場合、保育料は翌月分と合わせて引き落としされますか？

A 口座振替は毎月月末の1回のみです。口座振替ができなかった場合は翌月の10日前後に納付書を送付します。市役所又は金融機関窓口で納付をお願いします。また、残高不足による振替不能とならないようご注意ください。

Q 口座登録の手続きはどこで行いますか？

A 市内金融機関の窓口で行ってください。小学校で行う口座登録とは別の手続きになるため、放課後児童クラブは金融機関に直接行く必要があります。

Q 口座振替登録した口座を別の口座に変えたいのですができますか。

A はい、できます。金融機関にて登録したい名義の口座で再度登録してください。

4. 開設する時間について

Q 仕事は午後4時30分に終わり、午後5時には帰宅します。子どもは午後6時30分まで預かってもらえますか？

A クラブは午後6時30分まで開設していますが、仕事を終えられましたら、すぐお迎えに来ていただくようお願いいたします。買い物等の用事を済ませてからではなく、買い物や用事も児童の体験の機会ととらえて一緒に過ごす時間を大切にさせていただきたいと思います。

Q もし午後6時30分までにお迎えができないような時がある場合は、どうしたら良いですか？

A どなたか代わりの方（親類縁者、友人、送迎サービス等）にお迎えに来てもらうようにしてください。例えば、ファミリーサポートなどを活用し、代わりにお迎えをお願いすることもできます。その際は、クラブにも連絡をお願いします。午後6時30分までのお迎えができない状況であると判断した場合は、利用中止を検討いたします。公平な運営のためにも皆様のご協力をお願いしております。

Q 土曜日に参観日があり、翌月曜日が振替休業日になるような場合、クラブは開かれますか？

A 基本的には振替による学校休業日は1日保育をします。実際に開設するかは各クラブに直接お問い合わせください。

5. 受付期間、提出書類、提出場所等について

Q 利用は早い者順ですか？

A 1月の受付期間内に申請された方は、受付順に利用許可はいたしません。2月以降の申請は受付順となります。

Q 新5・6年生は申請できますか？

A 令和6年度の新規申請の申込みから、全小学校区で1年生から6年生まで申請ができるようになります。

Q 1月末までに申請ができなかった場合は、受け付けしてもらえませんか？

A 受け付けは随時行っております。しかし、2月以降の申請は、受付順となります（※高学年申請期間の場合は上記参照）ので、申込者が定員を超えているクラブについては待機となる可能性があります。1月末までに書類をそろえて申請できるよう必要書類等の準備をお願いします。

Q 年度の途中から仕事を始めることになりました。クラブの申込はできますか？

A 受け付けは随時行っております。利用するクラブに受入の確認をし、受入が可能であれば、概ね申請をした月の翌月から利用開始となります。もし、すでに待機があれば、利用の案内ができるまで待機していただくこととなります。

Q 郵送での申請はできますか？

A 郵送での受け付けも可能です。オンライン申請もありますのでご活用ください。ただし、新年度申請の場合は、1月中の必着をお願いします。また、書類の不備・不足等により申請書類が整わない場合は、書類が整った日を基準としますので十分にご注意ください。

- Q 申請書を家に郵送してもらうことはできますか？
- A 申請書の郵送は対応しておりません。各クラブや担当課で受け取っていただくか、市ホームページからダウンロードしていただくようお願いいたします。
- Q 現在は働いていませんが、4月から就職の内定を既にもらっています。就労証明書が提出できませんが、どうしたら良いですか？
- A 就労証明書に「就労予定」として内定先から証明書を作成してもらい、申請書に添えて提出してください。
- Q 現在は育休中でクラブを利用できませんが、6月1日から仕事に復帰します。そのため、6月1日からクラブを利用したいのですが、申請はどのようにしたらよいですか？
- A 就労等証明書に「6月1日復帰予定」として勤務先から証明書を作成してもらい、申請書に添えて提出してください。
- Q 以前クラブを利用した際、口座振替の手続きをしました。どの口座か確認することはできますか？
- A 以前にクラブを利用されたことがある場合は、通帳に振替の記載があると思いますのでご確認ください。それでも分からない場合は、担当課の窓口にお越しください。その際には必ず身分証（運転免許証やパスポートなど）と預金通帳をお持ちください。
- Q 現在求職中で3月頃までには仕事を見つける予定です。1月の受付期間に申請できますか？
- A 申請時に就労（内定を含む。）している場合は受け付けますが、未定（保護者の希望や、つもりを含む）の場合は受け付けいたしません。内定してから申請してください。ただし、一人親家庭については、求職中でも申請することは可能です。詳しくは、担当課にご相談ください。

6. 入室の決定通知について

- Q いつごろ、利用できるかの結果が分かりますか？
- A 1月中に受け付けした申請については、2月に審査した後、利用許可とされた方には、3月上旬ごろに「美濃加茂市放課後児童クラブ利用許可書」を郵送します。待機の場合も同じ時期に郵送にてお知らせします。

7. 注意していただくことについて

- Q 「待機」になった場合、待機の順番は抽選で決めるのですか？
- A 抽選ではなく、厚生労働省からの「優先利用について」の通知などを参考に各家庭の事情を鑑み、決めさせていただきます。
- Q 「待機」になった場合、他のクラブに空きがあるときは、早い者順で利用決定されるのですか？
- A クラブは、学校区の児童を対象にしていますので、他の学校区の児童は利用できません。
- Q 待機となったら、いつ使えるようになるのですか？

- A いつ使えるかははっきりとお答えすることはできかねます。入室については、常にクラブと連携をとり、受入可能となり次第順次対応させていただいております。利用可能となった際には連絡いたします。

8. 保険の加入について

- Q 傷害保険の加入には別途保険料が必要ですか？
A 傷害保険は事業者で加入しますので利用者から別途保険料はいただきません。

9. 「美濃加茂市放課後児童クラブ利用申請書」の書き方について

- Q 「保護者氏名」欄は、父親・母親のどちらを記載したら良いですか？
A 保護者氏名は保育料の納入義務者となります。父親、母親のどちらでもかまいません。過去に利用されたことがある場合は、その時の申請者と同じ方にしてください。
- Q 「利用開始希望日」欄は、どのように書いたら良いのですか？プラン①①' ②②'（通年利用）、③④（夏休みのみ）、⑤⑥（長期休暇期間）で、それぞれどのように書いたら良いのですか？夏休みの始まる日がまだ分かりません。
A 通年利用（プラン①・①'・②・②'）、春・夏・冬休みプラン（プラン⑤・⑥）
2024年4月1日
夏休みのみ（プラン③・④）
2024年7月21日
- Q 「迎えに来る人」欄は、誰でも良いですか？
A 主に迎えに来られる保護者等を記入してください。
- Q 利用申請書の別居祖父母について、どうして記入が必要なのですか。市内に住居があるとクラブを利用できないのですか。
A 利用者の方に適正に放課後児童クラブを利用していただくためです。住所が別となっていたとしても実態は隣に住居されている場合もあるため、そういった場合は、祖父母の就労証明書等の書類も必要となります。市内に祖父母の住所があった場合でも申請は可能ですが、一度ご家族等全員で児童の保育ができないかを検討して、保育ができない場合は申請をしてください。
- Q その他利用申請書を記入する際に気を付けることはありますか？
A 以下にご注意していただきたいことをまとめます。
・記入するペンは黒色または紺色ボールペン（フリクションなど熱で消えるペンは不可）
・ご希望プランなどの記入に誤りがないか確認（申請後修正される場合は速やかにご連絡ください。入所審査後に変更されると待機となる場合があります。）
※不備がある場合は、再度来庁していただいたり、追加書類の提出を依頼したりします。書類がそろった時点で審査となりますので、ご提出される前に、ご自身で確認も行ってください。書き方や書類についてご不明なことがありましたら、担当課にご相談ください。

10. 「留意事項チェックシート」について

Q 放課後児童クラブの利用を促進しようという市の意図が感じられません。利用することをためらわせるようなシートですが、これを確認しなければならない理由は何ですか？

A 放課後児童クラブの利用が本当に必要かを今一度考えていただくため、また利用に際し留意いただきたい主な事項をご承知いただくためのチェックシートです。事業の適正な運営を行うためのものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

Q チェックシートは保管しないとダメですか？

A 事業運営をしていく上で、皆様にご理解とご協力が必要です。HPにデータがありますので、適宜確認できる状態であれば構いません。

11. 新型コロナウイルス等の感染症が流行した場合について

Q 令和2年4月のように、国の緊急事態宣言が発表されて、学校が臨時休校となった場合に放課後児童クラブは利用することはできますか？

A 可能な限り開設に向け手配をする予定です。しかし、市内の状況によって、開設が危険と判断した際には、閉所する可能性も考えられます。緊急時の対応については、HPにてお知らせいたしますので、随時ご確認ください。

Q 学校が臨時休校となった場合には、職種によって受け入れの制限はありますか？

A 職種での制限は行わず、可能な限り保育が必要な方の受け入れができるように手配いたします。詳しい対応については、市のHPや通っているクラブなどからお知らせします。

Q 保育現場の感染症対策はどうなっていますか？

A 手洗い・うがい・場面に応じたマスクの着用・手指消毒・施設、道具の消毒・換気等を行い、常時感染予防に努めています。

Q 感染症が心配でクラブを休んだ場合の保育料はどうなりますか？

A 原則、利用許可がでていない方については、1日も利用が無かったとしても保育料は発生します。

12. オンライン申請について

Q オンライン申請の手順や必要なものは何ですか？

A 入力フォームには、12月広報・利用要項に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取るか、市HPの令和5年度放課後児童クラブ案内の記事からアクセスしてください。

入力画面に従って、申請内容を入力したのちに、就労証明書等の画像を添付して送信をしてください。

申請の審査を行う際に、画像が不鮮明であったり、添付漏れがあったりすると書類提出をお願いすることがあります。オンライン申請完了後も、就労等証明書などの申請に使用した書類は大切に保管をしてください。

Q 従来の紙面での申請と違いはありますか？

A 準備等に変更はありません。